

保育園給食調理業務委託に関する第一回意見交換会報告

皆様には掲示でお知らせしましたように、1月18日（水）に保育園給食調理業務委託に関して、三河島・ひぐらし保育園合同で、保護者代表と区との意見交換会が開催されました。その内容について、ご報告します。

開催日時	1月18日（水）午後6時～7時	場所	三河島保育園事務室
出席者	石川児童福祉課長、風間保育係長、三河島保育園園長・副園長、ひぐらし保育園園長・副園長、ひぐらし保育園保護者（3名）、三河島保育園保護者（小野、筑本）		
1. 業者選択方式について（説明：石川課長）			
<p>・指名競争入札で業者選定-当初は一般競争入札を予定していたが、履行能力、信頼性の高い業者を確実に選定できるように指名競争入札で業者選定を行なうことに変更</p> <p><業者選定までの流れ></p> <p>①指名業者を保健福祉部で推薦（選定委員会）⇒経理部へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推薦委員会を設置して、信頼性、履行能力の裏付けのある業者を推薦 ・推薦委員会の構成：保健福祉部長、児童福祉課長、園長（三河島、ひぐらし） 保健所（食品衛生監視員、栄養指導担当 各1名） 外部1名（大学助教授）計7名 <p>・業者推薦までの流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>登録している給食調理業者約80業者より経営規模を基準に50社を抽出 ⇒「規模の大きい契約に耐えられる業者を抽出」 さらに都内保育園での給食調理受託実績（ゼロ歳児園での経験年数、複数園受託等のある業者を抽出 「経験も重視」</p> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを業者に送付（回答期限 1月23日） 内容：保育園給食に対する考え方、代行保証制度の有無、食中毒の経験、衛生マニュアル、引継ぎ時の対応、配置する調理員について（経験年数等）、パートの条件など ・区や市、法人等に対する聞き取り 内容：味、提供時間の厳守、トラブルの有無、保育園職員とのコミュニケーション、調理員の入れ替りの頻度、欠員の補充など </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <p>推薦委員会で推薦する業者を決定（1月30日）</p> </div> <p>②指名競争入札、契約（経理部）（2月末までに終了）</p>			

2. 保護者からの質問と回答、要望など	回答者：(課)課長、(係)係長、 (ひ)ひぐらし園長、(三)三河島園長
Q：推薦委員の大学助教授はどのような人か？	⇒A：(課)管理栄養士資格をもっており栄養学が専門。保育園給食の実情にも詳しい人。
Q：23区ですでに保育園給食調理業務委託をしている9区のうち4区はプロポーザル方式により業者選定を行なっている。荒川区では何故指名競争入札にしたのか？	⇒A：(課)プロポーザル方式は新しい方法や提供サービスを業者から提案してもらう方式である。今回の給食業務の場合、成果物の内容は決まっているのでそぐわない。
Q：業者選定に関して保護者の意見を聞く場を設けないのか	⇒A：(課)業者選定作業は責任が重く、精神的負担が伴う。保護者に負担をかけるわけにはいかない。
Q：このスケジュールで十分な引継ぎ期間が得られるのか？	⇒A：(係)十分な引継ぎ期間を設ける。引継ぎ期間が長すぎても弊害が出てくる。(ひ)しっかりした業者なら、引継ぎ期間が不十分なら、引継ぎ期間の延長を申し出て対応する筈。(課)栄養士については現在区で採用している非常勤栄養士を保育園に異動する予定。2月ぐらいから何度も保育園に来てもらって現場の状況を知ってもらって引継ぎをする。
Q：引継ぎについて3月末はほとんどの子が離乳食完了期であるが、大丈夫か？	⇒A：(ひ)今まで直営でも、学校給食からの異動などで離乳食経験のない調理師が配置されたことがあったが、引継ぎに関しては問題はなかった。(課)業者に対して、調理責任者として0歳児の調理経験が2年以上ある人を配置するというような申告をしてもらう
Q：契約年数は単年度契約か？	⇒A：(課)3年契約の予定。契約不履行があった場合には途中で解約もある。
Q：食材の発注に関して仕様書ではどのように記載されているのか？	⇒(課)区が食材の発注を行なう旨記載。
Q：仕様書に関しては、小中学校給食の委託仕様書をベースに保育園独特の項目内容が加わった形と考えてよいのか？	⇒A：(課)保育園については業務内容についての記載の一番目に(1)全般という項目を設け、そこに保育園給食の概念、理念を記載している。各業務については、その理念に従って判断してもらい、各項目については細々とした記述はしない。
Q：委託後のチェックシステムも重要。どのようなしくみを考えているのか？	⇒A：(課、ひ、三)試食会の実施などで保護者の感想、意見などを出してもらう。(三)給食だよりなどで様子を知らせていきたい。(係)今でも作業報告書や点検表などでチェックを行ったり、園長が検食して問題があれば作り直させたりしている。それと同等の管理をしていく。⇒保護者からの要望としては、問題点、良い点ひっくるめて随時お便りその他で保護者に知らせてもらいたい。それがあってこそ、安心して子どもを保育園に預けることができる。
3. 次回の意見交換会開催日程について	
1月31日(火)午後6時～ ひぐらし保育園事務室にて開催	

次回の意見交換会までに仕様書に対する要望、チェックシステム、試食会についてのご意見・ご要望をお寄せ下さい。(1月30日(月)18時締切。父母会ボックスまで。用紙は自由です。)